事業者の皆様へ

火災予防の手続には

熊谷市電子申請届出サービスの

電子申請が便利です



電子申請サービスのメリット

いつでも 24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

どこでも パソコン・スマホ・タブレットから、場所を問わず申請が可能です。

申請可能な手続

【火災予防届出関係】

- 消防計画作成（変更）届出
- 防火・防災管理者選任（解任）届出
- 全体についての消防計画作成（変更）届出
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- 防火対象物点検結果報告
- 防災管理点検結果報告
- 統括防火・防災管理者選任（解任）届出
- 自衛消防組織設置（変更）届出
- 防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請
- 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出
- 防火対象物使用開始届出
- 自衛消防訓練届出
- 工事中の消防計画
- 改善（計画）報告書
  （立入検査（査察）、防火対象物（防災管理）点検結果報告）
- 工事整備対象設備等着工届出
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出
- 禁止行為の解除承認申請
- 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

【その他】

- 事前相談申込・資料提出
- 防火管理講習修了証再交付申請

※その他届出、随時登録予定

熊谷市消防本部ホームページ
【火災予防関係手続・消防同意等の電子申請について】

熊谷市消防本部　電子申請　検索

お問い合わせ先　熊谷市消防本部　予防課
TEL：048-501-0118（直通）　FAX：048-521-1207